

岐阜市教材制作センター利用規定

岐阜市教育委員会

(目的)

第1条 この規定は、岐阜市教育委員会事務局及び岐阜市立学校・幼稚園に勤務する教職員が、教材等を作成する時に利用することができる。岐阜市教材制作センター（以下「教材制作センター」という。）の利用に関して、必要な事項を定めたものである。

(設置場所)

第2条 教材制作センターは、岐阜市教育研究所内に設置する。

(利用者)

第3条 教材制作センターを利用できる者は、岐阜市立小中学校、岐阜特別支援学校、岐阜市立幼稚園、岐阜市立岐阜商業高等学校に勤務する教職員及び岐阜市教育委員会の職員に限る。

(設置機器)

第4条 教材制作センターには、次の機器を設置する。

- (1) 大判カラープリンタ（A0版まで対応）、パソコン、スキャナ
- (2) 大判ラミネータ（A0版まで対応）
- (3) 印刷機（カラー印刷機）
- (4) 丁合機
- (5) シュレッター

(利用条件)

第5条 大判カラープリンタ、大判ラミネータ及び印刷機で制作するものは、児童生徒の授業等の教育活動で活用する教材に限る。

2 大判カラープリンタ、パソコン、スキャナ、大判ラミネータ、印刷機を利用する場合は、以下の手続きを行う。その他の機器の利用については、電話による事前連絡のみで利用することができる。

- (1) 利用にあたって、事前に岐阜市教育研究所に「岐阜市教材制作センター機器使用願」（様式1）を提出する。上記様式は、統合型校務支援システム「Te-Comp@ss」上にある。
- (2) 使用願の内容を審査した後、岐阜市教育研究所から「岐阜市教材制作センター機器使用許可書」（以下「使用許可書」という。）を返却する。
- (3) 岐阜市教育研究所に使用許可書を持参し、研究所職員の助言を受けて機器を操作する。
- (4) 作成する教材のデジタルデータを持参して教材制作センターのパソコンで編集・印刷したり、スキャナでデータを取り込んだりして編集・印刷することも可能である。

3 作成する教材の内容により、利用の範囲（印刷内容や印刷枚数）を限定する場合もある。

(利用料)

第6条 使用料・印刷代・消耗品代等は徴収しないが、印刷枚数や印刷物を限定する場合がある。

(利用時間)

第7条 平日は、9：00～18：00、長期休業の期間は9：00～17：00を開館する。

(規約の範囲とその改正)

第8条 本規定は、岐阜市教材制作センターの機器利用に際して適用される。

2 本規定は、岐阜市教育委員会で随時検討し、必要に応じて改正する。

附 則 この規定は、平成18年11月16日から施行する。

附 則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。